

高知県造林事業取扱要領の一部改正 新旧対照表

改 正 後	現 行
高知県造林事業取扱要領	高知県造林事業取扱要領
第1・2 [省略]	第1・2 [省略]
(事業主体)	(事業主体)
第3 [省略]	第3 [省略]
(1) [省略]	(1) [省略]
ア [省略]	ア [省略]
イ 森林組合が森林組合所有以外の森林につき受委託契約により施行した場合の事業主体は森林組合。 ただし、受委託契約を結んでいる場合であっても、高知県造林補助事業等竣工検査内規第4の1の <u>ミ</u> <u>の(ア)</u> に規定する要件により受託造林として認められない場合の事業主体は、事業主体となり得る委託者。	イ 森林組合が森林組合所有以外の森林につき受委託契約により施行した場合の事業主体は森林組合。 ただし、受委託契約を結んでいる場合であっても、高知県造林補助事業等竣工検査内規第4の1の <u>ヌ</u> に規定する要件により受託造林として認められない場合の事業主体は、事業主体となり得る委託者。
ウ [省略]	ウ [省略]
(2) [省略]	(2) [省略]
(協定締結)	(協定締結)
第4 [省略]	第4 [省略]
(1) <u>面的複層林施業</u> における樹下植栽等及び更新伐（別記1(1)を参考）の取扱については、面的複層林施業の実施について（令和6年3月29日付け5林整整第925号林野庁長官通知）による。	(1) <u>森林環境保全直接支援事業及び特定機能回復事業</u> における樹下植栽等及び更新伐（別記1(1)を参考）の取扱については、面的複層林施業の実施について（令和6年3月29日付け5林整整第925号林野庁長官通知）による
(2)～(5) [省略]	(2)～(5) [省略]
第5 交付申請に添付する造林事業内訳書に記載する面積は次により求め、その単位はhaとし、少数第3位切り捨て2位止めとする。なお、オルソ画像、GNSS等のデジタル技術を使用（ <u>以下「オルソ画像等」という。</u> ）する場合は、「森林整備事業における補助金のデジタル申請・検査ガイドライン（令和7年3月31日付け6林整整第893号林野庁森林整備部整備課長通知）」を参考にするこ <u>ととし、オルソ画像等のデータでの提出は不要（検査員が求めた場合を除く）とするが、検査時に提示できるように備えること。</u>	第5 交付申請に添付する造林事業内訳書に記載する面積は次により求め、その単位はhaとし、少数第3位切り捨て2位止めとする。なお、オルソ画像、GNSS等のデジタル技術を使用する場合は、「森林整備事業における補助金のデジタル申請・検査ガイドライン（令和7年3月31日付け6林整整第893号林野庁森林整備部整備課長通知）」を参考にするこ <u>と。</u>
(1) 面積は原則として実測又はオルソ画像 <u>等</u> によるものとし、実測の場合、測線等を実測できるよう現地に測点杭等を残地しておくこと。	(1) 面積は原則として実測又はオルソ画像によるものとし、実測の場合、測線等を実測できるよう現地に測点杭等を残地しておくこと。
(2) 測量方法は、ポケットコンパス等による測量、オルソ画像 <u>等</u> 又は精度の高い既存の図面（国土調査の測量成果が森林計画図と整合されているもの。）を利用できるものとする。ただし、面積1ha未満の小施行地で形状が複雑でない場合は要点間の距離測定による簡易法によることができる。（測量始点を簡易な方法で現地に表示する。）	(2) 測量方法は、ポケットコンパス等による測量、オルソ画像又は精度の高い既存の図面（国土調査の測量成果が森林計画図と整合されているもの。）を利用できるものとする。ただし、面積1ha未満の小施行地で形状が複雑でない場合は要点間の距離測定による簡易法によることができる。（測量始点を簡易な方法で現地に表示する。）
(3)～(6) [省略]	(3)～(6) [省略]

改 正 後	現 行
2〔省略〕 (1)森林作業道にあつては、路線の測点間距離の累計とし、ポケットコンパス及びメートル縄等又はオルソ画像等により行う。ただし、幅員3m未満の幅員であつて、県の定める標準断面による設計の場合は、斜距離で測定した距離とすることができる。 (2)〔省略〕 第6〔省略〕 (1)～(3)〔省略〕 (4)(3)の施工状況等の写真は、「施工前」、「施工後」、「測量状況」、「はい積状況」等とし、位置情報が記録されるように撮影すること。なお、撮影枚数は、「測量状況」は1申請ごとに1枚程度、「はい積状況」は1施行地ごとに用材及びチップ材別に1枚程度とする。また、下刈り「施工後」の写真は、遠景及び近景を撮影すること。<u>いずれにおいても、写真の内容が分かるように黒板（電子黒板でも可）などを入れて、写真を撮影及び整理に努めること（以下同じ。）。</u> (5)～(8)〔省略〕 第11〔省略〕 (1)〔省略〕 ア～イ 〔省略〕 ウ 1件ごとの証拠書類 (ア) 造林地施業図（要綱別紙2） 図面の縮尺は、原則として5千分の1とする。ただし、オルソ画像等及び施業地等を示したポリゴンを提示する場合、これに代えることができる。 (イ) 造林地総括位置図 5万分の1地形図又は適宜の管内図に造林地の位置とその申請番号を附したものとする。ただし、オルソ画像等及び施業地等を示したポリゴンを提示する場合、これに代えることができる。 (ウ)～(ケ)〔省略〕 エ〔省略〕 (2)～(4)〔省略〕 （交付申請書の添付書類） 第12〔省略〕 (1)～(5)〔省略〕 (6) 事業主体が森林経営計画の認定を受けた者である造林事業の場合は、森林経営計画認定書の写し。<u>また、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第35条第1項に規定する経営管理実施権配分計画（以下「実施権配分計画」という。）又は同法第51条第1項に規定する権利集積配分一括計画（以下「一括</u>	2〔省略〕 (1)森林作業道にあつては、路線の測点間距離の累計とし、ポケットコンパス及びメートル縄等又はオルソ画像により行う。ただし、幅員3m未満の幅員であつて、県の定める標準断面による設計の場合は、斜距離で測定した距離とすることができる。 (2)〔省略〕 第6 (1)～(3)〔省略〕 (4)(3)の施工状況等の写真は、「施工前」、「施工後」、「測量状況」、「はい積状況」等とし、位置情報が記録されるように撮影すること。なお、撮影枚数は、「測量状況」は1申請ごとに1枚程度、「はい積状況」は1施行地ごとに用材及びチップ材別に1枚程度とする。また、下刈り「施工後」の写真は、遠景及び近景を撮影すること。<u>〔新設〕</u> (5)～(8)〔省略〕 第11〔省略〕 (1)〔省略〕 ア～イ 〔省略〕 ウ 1件ごとの証拠書類 (ア) 造林地施業図（要綱別紙2） 図面の縮尺は、原則として5千分の1とする。ただし、オルソ画像及び施業地等を示したポリゴンを提示する場合、これに代えることができる。 (イ) 造林地総括位置図 5万分の1地形図又は適宜の管内図に造林地の位置とその申請番号を附したものとする。ただし、オルソ画像及び施業地等を示したポリゴンを提示する場合、これに代えることができる。 (ウ)～(ケ)〔省略〕 エ〔省略〕 (2)～(4)〔省略〕 （交付申請書の添付書類） 第12〔省略〕 (1)～(5)〔省略〕 (6) 事業主体が森林経営計画の認定を受けた者である造林事業の場合は、森林経営計画認定書の写し。

改 正 後	現 行
<u>計画」という。）に基づいて行う場合は当該計画の写し。</u> (7) 事業主体が「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）」に基づき、市町村が作成する特定間伐等の実施の促進に関する計画、<u>実施権配分計画及び一括計画</u>に基づいて事業を行った場合は、森林経営計画の作成に関する同意書（別記6）。ただし、申請箇所について、森林経営計画等を既に樹立している場合はこの限りではない。 (8) ～ (14) [省略] (15) <u>「みどりチェック」</u>チェックシート。なお、提出するチェックシートは実際に事業を行った者が記入したものとする。ただし、過去1年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。また、過去1年間に本事業においてチェックシートを提出している場合は、チェックシートの提出を省略できる。 (竣工検査等) 第13[省略] 2～5[省略] <u>6 事務所長は、森林経営計画の作成に関する同意書（別記6）について、関係市町村長に本同意書の記載内容を共有するものとする。</u> 第14～17 [省略] <u>この要領は、令和8年7月22日から施行する。ただし、国の令和7年度事業については、従前の例によるものとする。</u> 第8号様式 本文 [省略] 1・2 [省略] 3 (1) ～ (3) [省略] (4) 森林環境保全直接支援事業のうち、森林経営計画、<u>経営管理実施権配分計画又は権利集配分一括計画</u>に基づいて実施し、当該計画の認定の取消しを受けた場合、知事に届け出ること。 (5) [省略] (6) 特定間伐等促進計画、経営管理実施権配分計画<u>又は権利集配分一括計画</u>に基づいて実施した施行地と同一林班内に森林経営計画（森林経営計画が作成されているが、当該施業を実施する林分と合わせても林班計画が作成できない場合を除く。）、又は当該施業を実施した林分が存する区域内に林班計画若しくは森林経営計画が作成されている場合、事業完了の翌年度の初日までに森林経営計画の対象森林とならなかった場合は、その旨を知事に届け出ること。	(7) 事業主体が「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）」に基づき、市町村が作成する特定間伐等の実施の促進に関する計画に基づいて事業を行った場合は、森林経営計画の作成に関する同意書（別記6）。ただし、申請箇所について、森林経営計画等を既に樹立している場合はこの限りではない。 (8) ～ (14) [省略] (15) <u>環境負荷低減</u>チェックシート、<u>(造林関係)</u>。なお、提出するチェックシートは実際に事業を行った者が記入したものとする。ただし、過去1年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。また、過去1年間に本事業においてチェックシートを提出している場合は、チェックシートの提出を省略できる。 (竣工検査等) 第13[省略] 2～5[省略] <u>〔新設〕</u> 第14～17 [省略] <u>〔新設〕</u> 第8号様式 本文 [省略] 1・2 [省略] 3 (1) ～ (3) [省略] (4) 森林環境保全直接支援事業のうち、森林経営計画に基づいて実施し、当該計画の認定の取消しを受けた場合、知事に届け出ること。 (5) [省略] (6) 特定間伐等促進計画<u>又は</u>、経営管理実施権配分計画に基づいて実施した施行地と同一林班内に森林経営計画（森林経営計画が作成されているが、当該施業を実施する林分と合わせても林班計画が作成できない場合を除く。）、又は当該施業を実施した林分が存する区域内に林班計画若しくは森林経営計画が作成されている場合、事業完了の翌年度の初日までに森林経営計画の対象森林とならなかった場合は、その旨を知事に届け出ること。

改 正 後	現 行
以下〔省略〕 第11号様式 本文〔省略〕 1～4〔省略〕 5 森林整備保全直接支援事業のうち、森林経営計画、経営管理実施権配分計画又は権利集配分一括計画に基づいて実施し、当該計画の認定の取消しを受けた場合、交付を受けた補助金相当額（査定係数180及び170が適用される事業のうち森林経営計画に基づくものであって、当該事業が査定係数90を適用される場合は、査定係数90を適用して算定される補助金相当額との差額）を返還すること。 6〔省略〕 7 特定間伐等促進計画、経営管理実施権配分計画又は権利集配分一括計画に基づいて実施した施行地と同一林班内に森林経営計画が作成されている場合（森林経営計画が作成されているが、当該施策を実施する林分と合わせても林班計画が作成できない場合を除く。）、又は当該施策を実施した林分が存する森林法施行規則第33条第2号ロに定める区域内に林班計画若しくは区域計画が作成されている場合で、事業完了の翌年度の初日までに森林経営計画の対象森林とならない場合は、交付を受けた補助金相当額（査定係数180及び170が適用される事業のうち森林経営計画に基づくものであって、当該事業が査定係数90を適用される場合は、査定係数90を適用して算定される補助金相当額との差額）を返還すること。 以下〔省略〕	以下〔省略〕 第11号様式 本文〔省略〕 1～4〔省略〕 5 森林整備保全直接支援事業のうち、森林経営計画に基づいて実施し、当該計画の認定の取消しを受けた場合、交付を受けた補助金相当額（査定係数180及び170が適用される事業のうち森林経営計画に基づくものであって、当該事業が査定係数90を適用される場合は、査定係数90を適用して算定される補助金相当額との差額）を返還すること。 6〔省略〕 7 特定間伐等促進計画又は経営管理実施権配分計画に基づいて実施した施行地と同一林班内に森林経営計画が作成されている場合（森林経営計画が作成されているが、当該施策を実施する林分と合わせても林班計画が作成できない場合を除く。）、又は当該施策を実施した林分が存する森林法施行規則第33条第2号ロに定める区域内に林班計画若しくは区域計画が作成されている場合で、事業完了の翌年度の初日までに森林経営計画の対象森林とならない場合は、交付を受けた補助金相当額（査定係数180及び170が適用される事業のうち森林経営計画に基づくものであって、当該事業が査定係数90を適用される場合は、査定係数90を適用して算定される補助金相当額との差額）を返還すること。 以下〔省略〕

改正後

[illegible]

現 行

[illegible]

改 正 後

〔削除〕

「みどりチェック」チェックシート

表〔省略〕

・交付申請時に、事業実施期間中に取り組んだ各項目の内容にチェックを入れてください。

・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。

解説書



具体的な事項		チェック欄
1～3	〔省略〕	
4	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
	廃棄物の削減に努め、適正に処理する。	
5	〔省略〕	
5-（1）	〔省略〕	
5-（2）	〔省略〕	
6	〔省略〕	
6-（1）	〔省略〕	
6-（2）	〔省略〕	
6-（3）	〔省略〕	
6-（4）	〔省略〕	

注）5-（1）の関係法令の遵守について、対象は、森林法（昭和26年法律第249号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）とする。

現 行

別記様式14（別表1のナ関係）

環境負荷低減チェックシート（造林関係）

表〔省略〕

〔新設〕

具体的な事項		チェック欄
1～3	〔省略〕	
〔新設〕	〔新設〕	
	〔新設〕	
4	〔省略〕	
4-（1）	〔省略〕	
4-（2）	〔省略〕	
5	〔省略〕	
5-（1）	〔省略〕	
5-（2）	〔省略〕	
5-（3）	〔省略〕	
5-（4）	〔省略〕	
〔新設〕		